

沿岸広域振興局長告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年3月30日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 大船渡広田陸前高田線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市末崎町字石浜34番1地先から字平林104番1地先まで	新	A 32.8～5.8 m	m 2,677.9
		B 105.4～11.9	2,100.0
大船渡市末崎町字石浜34番1地先から字平林104番1地先まで	旧	A 32.8～5.8	2,677.9
		B 82.3～11.9	1,062.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- イ 期間 平成30年3月30日から同年5月1日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 岩泉平井賀普代線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村島越201番2地先から201番5地先まで	新	m 16.1～10.0	m 33.3
	旧	12.0～9.7	33.3
下閉伊郡田野畑村羅賀178番1地先から97番1地先まで	新	45.5～12.5	368.4
	旧	50.6～16.9	368.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- イ 期間 平成30年3月30日から同年5月1日まで

- 3（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 吉里吉里釜石線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番102地先から須賀町229番2地先まで	新	A 30.0～12.8 m	m 257.5

上閉伊郡大槌町小鉦第28地割字間渡153番102地先から須賀町68番2地先まで		B	21.0~8.3	621.3
上閉伊郡大槌町小鉦第28地割字間渡153番102地先から須賀町229番2地先まで	旧	A	30.0~12.8	257.5
上閉伊郡大槌町小鉦第28地割字間渡153番102地先から須賀町95地先まで		B	21.0~8.3	581.3

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成30年3月30日から同年5月1日まで